

報 告 第 4 号

旧日本陸軍歩兵第44連隊跡地の保存・活用について

現在検討作業を進めております「旧日本陸軍歩兵第44連隊跡地の保存・活用」について別添のとおりご報告します。

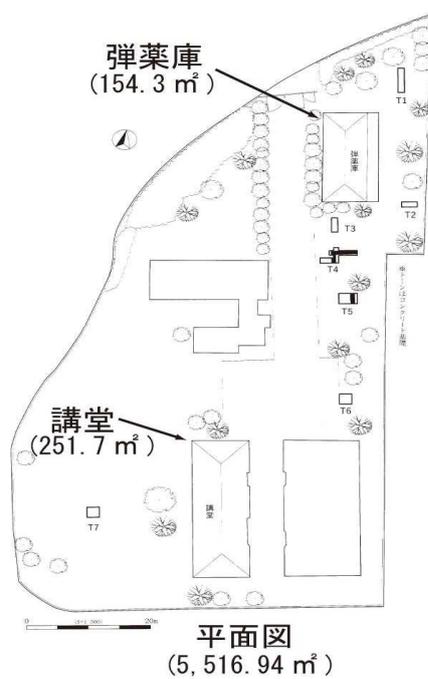
4 4 連隊跡地の保存・活用について

1 44 連隊跡地の概要

- ・ 国立印刷局高知出張所跡地（高知市曙町二丁目 960 番 3、5,516.94 m²）
- ・ 旧陸軍歩兵第 44 連隊の兵営だった敷地の一部で、敷地内に「弾薬庫」と「講堂」の建造物が遺存

(高知県文化財保護審議会の答申(H30.1.25)概要)

- ・ 建造物は、「国登録有形文化財に相当」「県指定文化財に相当」の二つの見解
- ・ 本跡地は、「多くの方々が出征していった歴史的にいわれのある場所であり、残すべき価値がある」「隣接する高知大学はまさに連隊の跡地の歴史であり、平和学等の教材として、あるいは学びの場としての意義は十分にある」といった意見が多く出された。



地理院地図—国土地理院（電子国土WEB）

2 土地を購入しない方法での 44 連隊跡地活用方法の検討経緯

1) 国有財産の所管換えによる保存活用の可能性について協議

- ・H30.2.6 文化庁に対し、国有財産の所管換えによる保存活用の可能性について協議。
- ・文化庁としては、「整理は必要であるが所管換えは可能ではないか」、「高知県がしっかり保存に取り組む事が解るように、保存活用計画の策定がなされ、その内容が重要である」との示唆。
- ・具体的な所管換えの方法として、①建造物（弾薬庫・講堂）を国登録有形文化財に登録②財務事務所から文化庁に土地・建物を普通財産から行政財産に用途変更のうえ所管換え③文化庁の指定を受け県が管理団体となり、弾薬庫・講堂の修理・耐震化を行い保存活用する。
- ・財務事務所からは、文化庁の了解が得られるならば、所管換えについては可能との回答があり、H31.2 末まで土地処分の留保期限を延長いただけることとなった。

2) 文化庁の最終判断

- ・H30.6.1 に文化庁を訪問し、保存活用計画の作業を進めている旨を報告。
- ・H30.11.22 に保存活用計画を説明に文化庁を訪問。その際、所管換えができるかどうか解らないとの意見が出される。
- ・H30.12.18 に文化庁を訪問し所管換えについて再度強く要請したが、文化庁から行政財産は、国が行政目的遂行のために必要な物的資産と定義され、登録有形文化財は行政財産に当たらず、文化庁に所管換えできない旨の見解が示される。

3) 財務事務所に対し再度土地の貸付けについて検討依頼(H30.12.20)

- ・本財産は、国立印刷局（独立行政法人）から引き継ぎを受けた財産であることから、有償・無償を問わず土地の貸付けはできない旨の回答が H31.1.15 にあり。

4) 財務事務所に土地の等価交換について検討要請(H31.1.24)

- ・県の所有する秦南団地(656.12 m²) と 44 連隊跡地の弾薬庫周辺(約 1,500 m²) の等価交換について検討を要請。
- ・H31.1.29 に、進入路以外は土地交換の対象になり得ないとの回答あり。

3 今後の取組方針

- 1) 建築物の保存活用にとどまらず、第 44 連隊跡地は歴史的に大変重要な場所であり、当該跡地を後代に継承することは重要な意味があることから、今後は、当該跡地を購入することを前提に検討を進める。
- 2) 平成 31 年度は、専門家(近現代史、展示資料管理など)による検討会を立ち上げ、土地等の利活用の方向性を取りまとめる。
- 3) 具体的には、弾薬庫・講堂の修理・耐震化の方法、保存活用の方法、全体の土地利用計画及び必要経費などの検討を行う。
- 4) 整備する施設は県の施設とする。
- 5) 土地の利活用等について広く合意が得られれば、土地の取得に必要となる土地の評価鑑定費などの予算について、議会に提出する。